

## 第 140 話〈法務局調査〉の要約と参考資料

### 第 140 話〈法務局調査〉の要約

「加害企業から補償をとりたい」と願う佐藤鶴江さんら高濃度ヒ素汚染地に居住した 8 人が、法務局を通して法律扶助を申請したのは 71 年 6 月 30 日のこと。その前には、病気と鉱山操業の因果関係の証明、賠償義務者は誰か、という二重の壁が立ちはだかっていました。

### 第 140 話〈法務局調査〉の参考資料

#### 140-1 佐藤鶴江の日記

佐藤鶴江遺稿集「生きとうございます」P15~17 より

昭和 45 年 12 月 14 日

樋ノ口まで行く。昼から法務局より 5 人来られ、樋ノ口の現場で話す。

昭和 46 年 5 月 19 日

朝から雨。私、操夫妻と法務局へ行く。帰り一二三さん所へ上がる。

5 月 24 日

夕方、早目食事して惣見の方まわる。夜 11 時半帰り寝る。

5 月 25 日

朝 6 時半起き、南の方廻る。夜 10 時帰り。

5 月 26 日

朝 7 時半起き、掃除洗たく。昼から畑中まわる。

8 月 10 日

法務局より来られ調書作り。

11 月 1 日

私、頭痛く、風邪引き、佐藤先生来てもらった。

11 月 5 日

朝 6 時半に一度起きて、タマちゃん才原まで市蔵さん、昇の死亡年月日とりに行ってきた。斉藤先生来られた。夜、調査の紙書き入れ。

#### 140-2 法律扶助の申請者の氏名

法律扶助申込書（日時不明）によると

訴訟に参加するものの氏名

西臼杵郡高千穂町大字岩戸部落住民

佐藤鶴江、佐藤一二三、佐藤弘、佐藤操、佐藤ツルエ、佐藤ハルエ、  
佐藤孝子、佐藤浩子

西日本新聞（1971年11月20日）によると

訴訟を起そうというのは、

佐藤鶴江（50）、佐藤ハルエ（59）、佐藤操（37）、橋口タマ子（47）

鶴野秀男（48）、鶴野クミ（69）、佐藤ツルエ（46）、齋藤クニ子（19）

法律扶助協会宮崎支部から宮崎県弁護士会への回答書（1977年5月17日）によると

照会事項：貴支部に佐藤鶴江等から土呂久公害に関する損害賠償請求事件で法律扶助  
の申請がなされたでしょうか。

回答：佐藤鶴江、佐藤一二三、佐藤操、佐藤ツルエ、鶴野秀男、佐藤ハルエ、橋口タマ  
コ、齋藤クニコの8名が昭和46年6月30日扶助申込をした。

#### 140-3 佐藤鶴江の法律扶助申請の添付書類

申告調書 日時：昭和46年5月10日

聴取者：宮崎地方法務局高千穂支局 法務事務官 岡元弘富

内容要旨：土呂久鉦山の責任者鈴木仙を相手に請求訴訟をおこないたいので、  
扶助をよろしく頼みます。

証明書 日時：昭和46年5月27日

証明者：高千穂町長 佐藤寿

内容：高千穂町大字岩戸3585番地に居住

診断書 日時：昭和45年12月16日

医師：佐藤淳

病名：トラコーマパンヌスと角膜混濁

事実申立書 日時：昭和46年5月

確認者：佐藤十市郎ら54人

申立者：佐藤鶴江（大正10年1月1日生）

内容：右の者は大正14年（当時4歳）の頃より眼病のほか気管支炎を患い、  
以来今日まで眼科医院や病院にて治療を受けている者である。この原  
因は土呂久鉦山において生産した亜硫酸の煙害によるものであること  
を認められます。よって私どもはその事実を確認する者である。

#### 140-4 法務局の対応

西日本新聞連載「土呂久の女衆」第4回（川原一之筆；1986年11月9日）

鶴江さんは半世紀に及ぶ病気の苦しみを、初めて土呂久の外の人に打ち明けた。熱心に

耳を傾けてくれた一行の中に、岡元弘富高千穂支局長がいた。岡元さんは昭和 47 年 3 月、日南市局へ転勤するまで、なにかと鶴江さんの相談に乗った人である。

法務局を定年で退職した岡元さんはいま、宮崎市で司法書士を開業していた。私は 16 年前の思い出を聞くために訪ねていった。最初に鶴江さんの目を見たとき、「うつるのではないか」と不安になったと、岡元さんは話し始めた。鶴江さんの目は、両のまなこに白い膜がかぶさり、下のまぶたは赤くはれたようであった。

「毒の煙が目にはいってこげな目になったんで、うつるような病気じゃないです」

(略) やがて五十路になろうという鶴江さんの目は、ふつうの腐れ目とは明らかに違っていた。現地調査を終えた岡元さんは「これは公害事件として立件しなければなるまい」と考えた。(鶴江さんの) 2 日後の日記にこうある。「病院へ行く。診断書もらい」。法務局に言われて、鶴江さんはかかりつけの 2 人の医師に診断書を書いてもらった。1 通は、内科の佐藤法明医師の診断書。

「昭和 25 年より現在に至るまでの治療。吸気性喘鳴、発作性呼吸困難、レントゲンで肺紋理増強。昭和 38 年 4 月 9 日より 42 年 3 月 21 日まで肺結核合併にて治療を行う。生涯根治の見込みはないままと認める」

久留米大学病院の眼科医につづいて、内科医からも「根治の見込みなし」の烙印を押され、鶴江さんは自分のことを「蟬の抜け殻」と呼んだ。そして、こんな歌をつくった。

うずを巻き焙煙上る窯七つ 多くの人の息とめて のこる我が身もせみのぬけがら  
眼科の佐藤淳医師の診断書は鶴江さんの病名にトラコーマパ Nusantara と角膜混濁をあげ、「亜硫酸等の刺激も当時相当あったのではないかと推測される」という慎重な言い回しで結んでいる。鶴江さんは公害病であることを認めてほしかったのだが、2 人の医師はともに明言を避けた。(略)

岡元支局長は人権侵犯事件として調査を進めた。鶴江さんの救済を加害企業に勧告しようと考えたのである。調査結果を宮崎地方法務局の人権擁護課へ報告し、その判断を待った。(略) そのときの人権擁護課長の吉丸卓一さんは法務局を退職後、郷里の鹿児島に帰っていた。訪ねていった私に開口一番、「土呂久では挫折しました」と言った。二重の厚い壁にぶちあたって、人権侵犯事件として成立させられなかったという。一点は、医者診断書では病気と鉱山操業の因果関係があいまいだったこと。もう一点は、勧告すべき加害企業を特定できなかったことだそうである。戦後に土呂久鉱山を操業した中島鉱山は、昭和 42 年に解散してもはや存在していない。その後に鉱業権を取得した住友金属鉱山に問い合わせると、用紙の半分にタイプで打った通り一遍の回答が寄せられた。

「閉山後に鉱業権の譲渡を受けたので、操業当時のことについては関知しない」

山奥に埋もれてきた鉱毒被害者が救済されるためには、医学と法律の厚い壁を打ち破る必要があった。それは<辺境>に立ちはだかる<近代>の壁と言ってもよかった。

## 140-5 立ちはだかる二重の壁

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P23-P26より

「公害患者」だと名乗り出た鶴江に、法務局高千穂支局が勧めたのは、法律扶助の申請を出すことだった。法律扶助は、裁判に勝つ見込みのある者に裁判費用の一部を立て替える制度である。鶴江は姉の佐藤ハルエ、「樋の口」の佐藤操、ツルエ夫婦と長女のクニ子、仲良しの橋口タマ子、一緒に鉾山長屋で育った鶴野秀男とその母クミを誘い、8人で裁判を起こしたいとして法律扶助を願いでた。この申請に基づいて、法務局は勝訴の見込みの有無を検討する資料集めにかかったが、過去の鉾山操業によって公害病にかかっていたかどうかを判断し、その救済の手立てを考えるにはいくつもの越えなければならない壁があった。

一つは、医学上の壁である。たとえば鶴江の病気について、内科の主治医は次のような診断書を書いた。

昭和25年より現在に至るまでの治療。吸気性喘鳴、発作性呼吸困難、レントゲンで肺紋理増強。昭和38年4月9日より42年3月21日まで肺結核合併にて治療を行う。

生涯根治の見込みはないままと認める。

呼吸器症状の重度なことを認めながらも、その原因について、過去の鉾山操業と関連づけた診断はしていない。そこで鶴江は、自分の体験を手記にして診断書に代えることを思いついた。

「私は幼い時、両親と共に土呂久鉾山に参りました。(略)」

便箋4枚半に鉾山の煙に苦しんだ体験を綴ると、土呂久公民館長の佐藤福市を訪ね、最後に「右の文面証明致します」と一筆添えた署名捺印をもらい公害証明書としたのである。これを読んで、必死の思いに胸打たれた法務局高千穂支局長の岡元弘富は、公的な体裁を整えた事実申立書を書いて鶴江に渡した。

### 事実申立書

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字土呂久3585番地 佐藤鶴江

大正10年1月1日生

右の者は大正14年(当時4歳)の頃より眼病のほか気管支炎を患い、以来今日まで眼科医院や病院にて治療を受けている者である。この原因は土呂久鉾山において生産した亜硫酸の煙害によるものであることを認められます。よって私どもはその事実を確認する者である。

この申立書の末尾に署名捺印してもらうために、ツルエは3日間かけて土呂久内の各世帯を訪ねて回る。日記は、そのことをこう記す。

5月24日 夕方、早目食事して惣見の方まわる。夜11時半帰り寝る。

5月25日 朝6時半起き、南の方廻る。夜10時帰り。

5月26日 朝7時半起き、掃除洗たく。昼から畑中まわる。

惣見、南、畑中というのは、土呂久を3つに分けた組の名前である。鶴江の住む惣見組

は鉦山より奥の一带をさし、集落を貫いて流れる土呂久川東岸に横に開けたところが南組、その対岸の小谷を上から下へ家が立ち並ぶところを畑中組と呼ぶ。坂の多いでこぼこの道を、目が不自由なうえ歩くとすぐ息切れがする体で、鉦山操業による病気の確認を求めてくまなく歩いて回ったのだ。

「おまえが煙の中で生活して病気になったこたあ、みんなが知っちよるわい」。そう言って署名捺印したのは 25 世帯 54 人。土呂久のほぼ半分は鶴江を応援したが、残りの半分は「昔のことはほじくりだして、静かになったむらに波風たてんでくり」と、冷ややかに見つめるだけだった。

苦勞して作成した事実申立書なのに、専門医による因果関係の証明に代えることはできないとされて、その後もずっと法務局の倉庫に眠りつづけた。

鶴江の前に立ちはだかるもう一つの壁は、賠償すべき加害企業はどこかという法律上の問題だった。(略)

法的責任問題が難しいのは、土呂久で操業した鉦山師も岩戸鉦山も中島鉦山もすでに解散して存在しないことである。関係する唯一の会社である住友金属鉦山に問い合わせると、

「閉山後に鉦業権の譲渡を受けたので、操業当時のことについては関知しない」と、用紙の半分にタイプで打った素っ気ない回答が法務局に返ってきた。

医学と法律の二重の壁が、長いあいだ廃鉦周辺に取り残されてきた患者の前に立ちはだかったのだ。山奥の少数の患者の力だけでは、とてもこの強大な壁をつき崩すことはできそうになかった。